



◎池田元本會理事の長逝

元本會理事にして、當時内務省土木局第一技術課長たりし池田圓男氏は、豫て病氣靜養中の處藥石效なく、十一月八日府下大森の自邸にて長逝せられた。哀悼の極である。

氏は鳥取縣池田藩の産、明治三十年七月東京帝國大學工科大學土木工學科を卒業後、直に内務省の土木監督署の技手に任ぜられ、後土木監督署技師、内務技師として直轄河川の改修工事や砂防事業を擔當し、三十九年七月愛知縣技師に任ぜられたが、居ること一年にして再び内務技師に任ぜられ、土木局監督課、技術課、直轄工事課、調査課等に勤務し、大正十一年七月土木局第一技術課長となり、同時に本會理事を囑託せられ、從來比較的縁遠かつた道路事業

をも指揮監督することとなり、折柄各地に於ける道路熱の燎んなるに伴ひ、相當苦心もせらるゝと共に銳意努力を續けらるゝ所があつた。大正十三年十二月後進の途を開く爲退職せられたのであつたが、其の後も本會理事としての任期中は屢々本會の各種調査部會に出席して精勵せられたのであつた。また土木局退職後は、永眠せらるゝ迄社會局の囑託として、社會局が統制する各種の失業救済土木事業の爲努力せられ、殊に本年度に起興した失業救済府縣道の改良に付ては一段の鞭撻をせられたのであつたが、偶々の病を得て今回遂に永眠せられたるは誠に遺憾に堪えない。本會は衷心より其の遠逝を悼むと共に茲に謹で御冥福を祈る次第である。

◎道路改良實國庫補助の決定

昭和六年度に於ける道路改良費は、百萬圓であるが、此の豫算を持つて各地の國道改良費の補助を如何して、經理するやに付ては内務省土木局に於ても慎重考慮するの必要あり、過般來同省主腦部に於て審議中であつたが、愈々其

の方針を決定する所があつた。何しろ大正十三年以來毎年度減額に減額を重ね、道路法施行の際に豫定したる毎年度支出額の十分一といふ僅かに百萬圓に踏み止まつて居る豫算に對し、地方の要求する補助額は、娘一人に婿何十人といふ具合であるから、之が選擇に付ては相當苦心の存したることと思惟される。

而て本年度の方針としては、從來より補助しつゝあるものに付ては引續き之を繼續すると共に、新に數箇所に對し本年度より補助することに決定し、追て此の旨土木局長より關係府縣知事に通牒する筈。

◎失業救済道路工事の確定

經濟界の不況に伴ひ、失業者の數は益々増加するの趨勢に在るので、政府は今夏來之が對策に付攻究中の處、本年度に於ては其の救済策として國道及府縣道の改良工事を起興したのであつたが、七年度に於ては失業公債を以て、此の外更に河川、港灣、砂防等の各種土木工事の繰上げ又は施設を行ふことに這般決定した。然るに偶々去月十三日現

内閣成立したるを以て、或は豫算の編成替を行ふに非ざるやと思惟せられたのであつたが、同日の新聞紙の報する所に依れば、最早時期切迫せるを以て、一般的に前内閣の豫算を其の儘踏襲する意向の趣にして、本稿締切の際に於ては失業救済土木事業費に付ても亦其の變更を見ざるものと思考される。

失業公債を財源として昭和七年度に於て執行する各種土木事業の内道路關係に於て國債負擔額は千五百四十九萬七千圓にして事業の内譯は左の如くである。

一金千七百八十三萬四千圓 國道改良費

内 譯

金九百九十一萬七千圓 國庫負擔額

金七百九十一萬七千圓 地方負擔額

國道改良費は本年度に於ては三分二を國庫負擔とし、三分一を地方負擔としたのであつたが、七年度に於ては國、府縣析半負擔とし別に北海道及神奈川縣の國道改良に對し各百萬圓を全額國庫の負擔とし、北海道を除いては依然內務省直轄の下に執行することとした。

一金五百五十八萬圓 府縣道改良費補助

右の内五十八萬圓を沖繩縣の府縣道改良費の補助とし五百萬圓を各府縣知事の起興する府縣道改良費に對し、三分一を補助せんとするものである。

是等國、府縣道の改良に依り國庫、地方費を通じて事業費總額は、三千三百四十三萬四千圓に達し、之を七年度推定失業者の數に按分して府縣に配當せらるゝ譯である。尙此の外六大都市の市長管理に屬する、國、府縣道の改良にして、失業救済の目的を以て執行するものに在りては、社會局より其の勞力費に對し相當補助せらるゝ豫定である。國道及府縣道改良費の府縣別配當額は左の如くである。

失業救済道路工事費配當額	
道廳府縣	府縣道改良費
國道改良費	
北海道	一、〇〇〇、〇〇〇
東 京	三、二四四、〇〇〇
京 都	六〇〇、〇〇〇
大 阪	一、二〇〇、〇〇〇
神 奈 川	一、〇〇〇、〇〇〇
兵 庫	五〇〇、〇〇〇
長 崎	四〇〇、〇〇〇
新 潟	三五〇、〇〇〇
	一、九三〇、〇〇〇
	四〇〇、〇〇〇
	六七〇、〇〇〇
	五五〇、〇〇〇
	五〇〇、〇〇〇
	二八〇、〇〇〇
	二五〇、〇〇〇

島 根	二五〇、〇〇〇	鳥 取	二五〇、〇〇〇	富 山	二〇〇、〇〇〇	石 川	三〇〇、〇〇〇	福 井	三〇〇、〇〇〇	秋 田	二〇〇、〇〇〇	山 形	二〇〇、〇〇〇	青 森	二〇〇、〇〇〇	岩 手	二〇〇、〇〇〇	福 島	二〇〇、〇〇〇	宮 城	一五〇、〇〇〇	長 野	二五〇、〇〇〇	岐 阜	三〇〇、〇〇〇	滋 賀	三〇〇、〇〇〇	山 梨	三〇〇、〇〇〇	靜 岡	三〇〇、〇〇〇	愛 知	一、〇〇〇、〇〇〇	三 重	四〇〇、〇〇〇	奈 良	三〇〇、〇〇〇	栃 木	三〇〇、〇〇〇	茨 城	三〇〇、〇〇〇	千 葉	三〇〇、〇〇〇	群 馬	四五〇、〇〇〇	群 馬	四五〇、〇〇〇	埼 玉	二五〇、〇〇〇
-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	-----------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------

阿	山	廣	山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	合
山	島	島	歌	山	川	川	媛	岡	岡	分	賀	本	崎	島	島	計
四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一七、八三四、〇〇〇
二四〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二三〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一五、六〇〇,〇〇〇

◎無軌條電車敷設經營の認可

豫て京都府知事より稟伺中であつた、京都市營無軌條電車敷設經營の件は、其の後内務、鐵道兩省に於て慎重調査中であつたが去月五日付許可可然旨の指令が發せられた。これを以て本邦に於ける無軌條電車は兵庫縣下阪急沿線に

雜報

於ける新花屋敷のものと、養老に於けるものと三者であるが、新花屋敷の分は其の目的自ら遊覽地に於ける特殊のものに屬し、養老の分は未だ開業するに至らざるを以て、京都市のものが經營せらるゝに於ては、一般公衆用としては本邦に於ける最初のものとして看做すべき趣きである。固より京都市に於けるものも、同市としては試験的の施設であると云ふから其の成績に付ては未知數に屬するも、市當局は多大の期待を掛けて其の實施に熱中して居るのであるから恐らく相當の成果を擧ぐるものと一般に期待されて居る。

因に之が起業目論見の概要は左の如くである。

- 一 目的 旅客輸送
- 二 事業資金 貳拾五萬圓
- 三 道路ノ種類 府縣道及市道
- 四 幅員 車道一五・七五米
歩道三・〇三(各側)(複線)
- 五 最急勾配 二百十五分一
- 六 延長 一五・五料
- 七 運賃 一回片道六錢トシ、市營軌道ト連帶
輸送ヲ爲シ一回ノ乗車料ヲ以テ相互
乘繼ヲ爲スコトヲ得ルモノトス